

農業委員会 だより

No.95
令和4年1月1日
編集・発行
小山市農業委員会
小山市中央町1-1-1
TEL(22)9242

新年、あけましておめでとございます。令和4年の輝かしい新春を、ご家族おそろいでお健やかに迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。皆様には、小山市農業委員会の事業運営と地域農業振興のため、日頃より深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は、夏季の台風や集中豪雨といった自然災害による農作物や農業用施設等への被害は少なかつたものの、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、外食産業向け主食用米の需要の落ち込みが長期化するなど、主食用米の在庫の積み上がりが著しく、令和3年産米の概算金はこれまでにならぬほど減少しました。また、農業従事者の高齢化、後継者不足はさらに進み、耕作放棄地についても増加傾向にあるなど、農業を取り巻く状況は一段と厳しさを増しております。

こうした状況のもと、持続可能で力強い農業を実現するために、基本となる「人と農地」の問題を一体的に解決していく必要があることから、農業委員や農地利用最適化推進委員による現場活動を通じて農家の皆様のさまざまな意向や情報を把握し、農地利用の集積・集約化、担い手確保等に向けた「人・農地プラン」の実質化の取り組みを推進しているところです。

小山市農業委員会は、これからも農業政策及び農業情勢に広く目を向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が丸となり、関係機関・団体と連携して、農家の皆様の生活の安定と将来の安心のために活動してまいりますので、皆様方のより一層のご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

結びに、皆様にとりまして本年が穏やかで実りある一年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。



年頭のごあいさつ



令和4(2022)年 農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年一月に農業用の軽油引取免税証を一括して交付しております。今年度も**栃木県庁小山庁舎**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりです。

※**駐車場(下図参照)と交付会場(福祉厚生棟2階会議室)**が**変わります**。
※**本館4階会議室**が**変わります**。

受付日、受付時間、対象地区

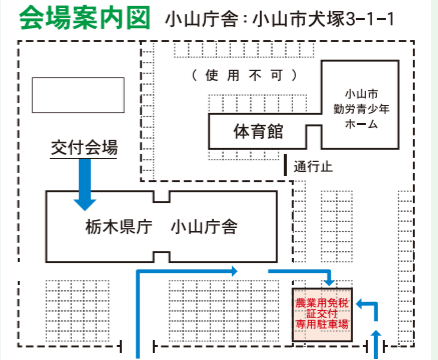
受付日	受付時間・対象地区	
令和4(2022)年	午前(9:00~11:30)	午後(13:00~15:30)
1月6日(木)	中地区	大谷地区
1月7日(金)	寒川地区	穂積地区
1月11日(火)	共同・受委託	共同・受委託
1月12日(水)	豊田地区(両毛線南側)	豊田地区(両毛線北側)
1月13日(木)	生井地区	絹地区
1月14日(金)	間々田地区	桑地区

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
※更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。
※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び手指の消毒等の御協力をお願いします。
※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

申請の際に持参するもの

- 1) 免税軽油使用者証
- 2) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- 3) 使用者証更新手数料420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- 4) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

- 注:①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
④受委託の方は、耕作証明書の発行に時間がかかるため、お早めに農業委員会で申請手続きを行ってください。



お問い合わせ
栃木県税事務所 軽油引取税調査担当
☎0282(23)6882 (農業用免税軽油について)
小山市農業委員会事務局
☎0285(22)9242 (耕作証明書について)

農地の権利変動・ 転用許可制度について



- ①農地の売買・賃借権の設定や市街化調整区域の農地転用を行うには、農地法の規定により農業委員会への許可申請手続きが必要です。各種許可申請の受付は、毎月10日(土日、祝日の場合は翌開庁日)が締切日となり、月末の農業委員会総会で、申請案件の可否等を審議しています。

なお、締切日には原則、添付書類等が不足のない状態でお預かりしますので、事前相談の上、日程に余裕をもってご申請下さい。

- ②市街化区域内の農地を農地以外の用途に転用する場合は、農地法の規定により事前の届出が必要です。届出は随時受付で、受付日から10日後(土日、祝日の場合は翌開庁日)に受理書を交付します。

お問い合わせ 農地調整係
☎0285(22)9243

許可申請書提出日程表

年 月	申請書等受付締切日	総会日
令和4年 1月	1月11日(火)	1月25日(火)
2月	2月10日(木)	2月25日(金)
3月	3月10日(木)	3月25日(金)
4月	4月11日(月)	4月25日(月)
5月	5月10日(火)	5月25日(水)
6月	6月10日(金)	6月27日(月)
7月	7月11日(月)	7月25日(月)

編集後記

新年あけましておめでとうございます。昨年、新型コロナウイルス感染症拡大の中、行事集会等の中止が相次ぎ、皆さんも大変な思いをされたと思います。一日も早い終息を願うばかりです。これからも、本誌を通して委員会活動をPRしていきます。読者の皆様からの、ご意見・ご感想、取材等のご連絡をお待ちしております。

広報専門委員長 町田 利郎
広報専門委員 上野 吉明
小久保 雄宏

農地等利用最適化推進等に関する意見を市に提出

令和3年10月20日、農業委員会会長から浅野市長並びに福田議長に「令和4年度農地等利用最適化推進に関する意見及び農業等施策並びに予算に関する要望書」を提出しました。

農業委員会では毎年10月に農業者の意見・要望を取りまとめ市に提出しています。本年度は、令和3年産米概算金の下落を受けて農産物価格の安定と就農支援など、小山市農業の振興につながる施策を要望いたしました。

- 経営所得安定対策について
- 新規就農者の定着について
- 野生鳥獣の被害対策について
- 農地集積・集約を促進する圃場整備について
- 農産物の価格保障について





街めぐり農業祭
 開催期間 令和3年11月13日(土)～令和4年1月31日(月)
 コロナ禍のなか地域経済に活力を与えることを目的に、「地産地消」を元気に「をスローガンとして、市内で生産される新鮮な農畜産物がそろっている「農産物直売所」をスタンプラリーでめぐる「街めぐり農業祭」を昨年好評につき今年も開催しています。おやま和牛をはじめ、豪華な小山の特産品が200名様に当たります。令和4年1月31日が締め切りとなっておりますので、ふるってご参加ください。

詳細は対象直売所（道の駅思川、絹ふれあいの郷、JAおやまグリーンセンター、JAおやまよらっせ桑）に設置の応募紙をご覧ください。

お問合せ 小山市農政課 0285(22)9255

街めぐり農業祭
 豪華賞品が当たる

乗用草刈機（バロネス）の貸出

○耕作放棄地の解消に取り組む場合において、乗用草刈機の貸出(有料：1日につき 2,000 円)を行っております。ご希望の方は事前に予約状況を確認し、利用日の2週間前までに申請書をご提出ください。

※乗用草刈機の利用には、運搬用のトラックが必要です。

【参考】
 全長275cm、全幅126cm、全高132cm、総質量890kg
 ※利用者の責に帰すべき事由による破損・故障等は、実費弁償していただきます。

お問合せ 農地利用最適化推進係 0285(22)9861

農業者年金が加入しやすくなります

令和4年1月から、35歳未満で保険料の国庫補助が受けられない方は、1万円から(上限6万7千円)加入できるようになります。

詳細な要件・留意事項は下記までお問い合わせください。

お問合せ 農政対策係 0285(22)9242

1. 耕起

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
ロータリー 耕起	4,700円	1時間当たり 9,300円
2番耕起	3,300円	1時間当たり 6,500円
パワーディスク	4,000円	1時間当たり 10,000円
ブラソイラー耕起	3,400円	1時間当たり 8,600円

2. 水稲作業

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
育苗費	1箱当たり 600円	10a当たり22箱 種子代別途
肥料散布	1,000円	標準5袋
代かき	8,800円	荒代3,500円 植代5,300円
田植	7,100円	整備田基準 (運搬費別途、補植は四隅のみ)
除草剤散布	1,000円	薬剤費別途
防除	1,300円	"
刈取・脱穀	17,800円	湿田、倒伏状況により上限2,000円までの加算ができる (運搬費別途)
乾燥・調製	11,200円	1俵1,600円 (10a当たり7俵)袋代別途
畦塗り	50円	1m当たり

3. 麦作業

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
トラクター作業 (施肥・播種・鎮圧)	6,500円	種子、肥料代別途
除草剤散布	1,000円	薬剤費別途
防除	1,300円	"
刈取・脱穀	14,800円	運搬費別途

4. 大豆・そば作業

作業区分	料金 (10a当たり)	備考
トラクター作業 (施肥・播種)	5,000円	種子、肥料代別途
刈取・脱穀	10,700円	運搬費別途

5. 労務費 一般農作業 1時間当たり900円 (栃木県最低賃金が変更され、労務費が最低賃金を下回る場合は、最低賃金に読み替えるものとする。)

6. ハイバラー 1梱包(250円)・45cm×40cm×80cm基準・運搬費別途
ロールベラー 1梱包(1,500円)・1.2m標準・運搬費別途、ロールラッピングフィルムは別途

※本表を参考に、圃場条件、作業の難易等を考慮して当事者間で決定して下さい。
 ※消費税は別途となっております。

お問合せ 農政対策係 0285(22)9242

令和4年度
標準農作業料金

農地パトロール・利用意向調査について

農業委員会では、毎年8月頃に遊休農地等(※参照)の発生状況確認である「農地パトロール」を実施しています。

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された場合、自ら耕作する、自ら買い手又は借り手を見つけたる、農地中間管理機構に貸し付ける等の利用意向調査を実施します。

この利用意向調査で、表明した意思のとおりに農地が利用されていない場合は、農地中間管理機構の取得に関して農地中間管理機構と協議するように勧告します。

この場合の勧告について

①【自分で耕作する等、農業上の利用の増進を図る旨の意思表示があった場合】
 意思表示から6か月経過後、現地確認を実施し、農地台帳等で権利設定等の状況を確認した上で、表明された意思のとおりに農地利用がなされていない場合は、現地確認から1か月以内に勧告。

②【6か月を経過しても所有者等から意思表示がない場合】
 利用意向調査書の発出から6か月経過後、現地確認を実施した上で、1か月以内に勧告。

③【農業上の利用を行う意思がない旨の表明があった場合】
 の表明があった場合、1か月以内に勧告。

ただし、次の場合は除きます。

- ・農業振興地域内に無い農地
- ・農地中間管理機構が借受基準に適合しないと通知してきた農地
- ・所有者等が農地中間管理機構に貸し付ける意思を表明し、それが継続している農地

◇勧告対象となった農地については、年末までに解消あるいは農地中間管理機構に貸し付け等されないと、固定資産税が1.8倍となる可能性があります。

◇調査書が届いた際には、必ず期日までに回答くださいますようお願い致します。

※遊休農地とは、過去1年以上以上において農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地の維持管理等を行わない農地や、農作物の栽培は行われていないが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用状態と比較して、その程度が著しく劣っている農地です。

●利用意向調査の流れ

```

    graph LR
      A[利用意向調査の実施] -- "1か月以内" --> B["① 意思表示の回答あり"]
      A -- "6か月経過後" --> C["② 意思表示の回答なし"]
      B -- "6か月経過後" --> D[現地確認]
      C -- "6か月経過後" --> D
      D -- "1か月以内" --> E[協議の勧告]
      D -- "1か月以内" --> F["③ 農業上の利用を行う意思がない旨の表明があった場合"]
      D -- "1か月以内" --> G["意思通りに利用されていない場合等"]
    
```

お問合せ 農地利用最適化推進係 0285(22)9861